



# 鳥取県公報

令和8年3月27日（金）  
号外第24号

毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則（10）（林政企画課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3

## 公布された規則のあらまし

## ◇鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

## 1 規則の改正理由

東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令の一部が改正され、東日本大震災により著しい被害を受けた者に対する貸付金の特例措置の適用期間が延長されたこと等に伴い、所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

## (1) 鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正

ア 東日本大震災により著しい被害を受けた者に係る林業・木材産業改善資金の償還期間及び据置期間の特例措置の適用期間を令和9年3月31日まで（現行 令和8年3月31日まで）とする。

イ その他所要の規定の整備を行う。

## (2) 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正

東日本大震災により著しい被害を受けた者に係る沿岸漁業改善資金の償還期間及び据置期間の特例措置の適用期間を令和9年3月31日まで（現行 令和8年3月31日まで）とする。

(3) 施行期日は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令の施行の日とする(1)ア及び(2)に関する事項を除き、公布の日とする。

# 規 則

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年3月27日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第10号

鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則及び鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部を改正する規則

(鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則の一部改正)

第1条 鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則(昭和51年鳥取県規則第53号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付金の償還方法等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 貸付金の償還期間は、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者のうち、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者であつて、次の各号のいずれかに該当するものが<u>令和9年3月31日</u>までに借り入れる貸付金（以下この条において「被災者貸付金」という。）の償還期間は、13年以内（6年以内の据置期間を含む。）とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(貸付資格の認定の申請)</p> <p>第7条 貸付金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法第7条第1項の林業・木材産業改善措置に関する計画（以下「林業・木材産業改善措置計画」という。）を作成し、これを林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（様式第1号）に添え、知事に提出しなければならない。</p> <p>(期限前償還)</p> <p>第14条 融資機関は、借受者が次の各号のいずれか</p>	<p>(貸付金の償還方法等)</p> <p>第5条 略</p> <p>2 貸付金の償還期間は、10年以内（3年以内の据置期間を含む。）とする。ただし、東日本大震災（東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律（平成23年法律第40号）第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。）により著しい被害を受けた者のうち、原子力災害（平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）による影響を受けている者であつて、次の各号のいずれかに該当するものが<u>令和8年3月31日</u>までに借り入れる貸付金（以下この条において「被災者貸付金」という。）の償還期間は、13年以内（6年以内の据置期間を含む。）とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>3・4 略</p> <p>(貸付資格の認定の申請)</p> <p>第7条 貸付金の貸付けを受けようとする者（以下「申請者」という。）は、法第7条第1項の林業・木材産業改善措置に関する計画（以下「林業・木材産業改善措置計画」という。）を作成し、これを林業・木材産業改善資金貸付資格認定申請書（様式第1号。<u>以下「貸付資格認定申請書」という。</u>）に添え、知事に提出しなければならない。</p> <p>(期限前償還)</p> <p>第14条 融資機関は、借受者が次の各号のいずれか</p>

に該当するときは、支払期日前に、当該借受者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

(1)～(3) 略

(4) 前3号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

2 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当するときは、支払期日前に、当該融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

(1)～(4) 略

(5) 前各号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

様式第4号（第12条関係）

（表面） 略

（裏面）

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書特約条項

第1条 略

（期限前償還）

第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をしたときは、償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに、債務の全部又は一部を弁済する。

(1)・(2) 略

(3) 甲が融資機関に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、乙がその報告を怠ったとき。

(4)～(12) 略

第3条～第8条 略

（違約金）

第9条 略

2 略

3 乙は、第2条第1号、第4号、第5号又は第10号に該当したこと（故意の場合に限る。）を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付の日から期限前償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。

4・5 略

に該当するときは、支払期日前に、当該借受者に対し、いつでも貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

(1)～(3) 略

(4) 前2号に掲げる場合のほか、正当な理由がなくて貸付けの条件に違反したとき。

2 知事は、融資機関が次の各号のいずれかに該当するときは、支払期日前に、当該融資機関に対し、いつでも県貸付金の全部又は一部の償還を請求することができる。

(1)～(4) 略

様式第4号（第12条関係）

（表面） 略

（裏面）

林業・木材産業改善資金県貸付金借用証書特約条項

第1条 略

（期限前償還）

第2条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当すると認め、期限前償還の請求をしたときは、償還期限（分割支払の場合の各支払期日を含む。以下同じ。）にかかわらず、直ちに、債務の全部又は一部を弁済する。

(1)・(2) 略

(3) 甲が融資期間に対する貸付けに係る債権の保全その他貸付けの条件の適正な実施を図るため、その業務及び資産の状況に関し報告を求めた場合に、乙がその報告を怠ったとき。

(4)～(12) 略

第3条～第8条 略

（違約金）

第9条 略

2 略

3 乙は、第2条第1号、第3号、第4号又は第9号に該当したこと（故意の場合に限る。）を理由として甲から期限前償還の請求を受けたときは、当該請求に係る貸付金の貸付の日から期限前償還金の支払の日までの日数に応じ当該請求に係る貸付金の額につき年12.25パーセントの割合で計算した期限前償還の請求に係る違約金を併せて支払うものとする。

4・5 略

第10条 略	第10条 略
--------	--------

(鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則の一部改正)

第2条 鳥取県沿岸漁業改善資金貸付規則(昭和55年鳥取県規則第1号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(貸付金の種類、貸付限度額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、東日本大震災(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者のうち、原子力災害(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による影響を受けている者であって、次の各号のいずれかに該当するものが<u>令和9年3月31日</u>までに貸付けを受ける貸付金の償還期間及び据置期間は、別表第1に規定する年数にそれぞれ3年を加えた年数とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>	<p>(貸付金の種類、貸付限度額等)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 第1項の規定にかかわらず、東日本大震災(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第1項に規定する東日本大震災をいう。以下同じ。)により著しい被害を受けた者のうち、原子力災害(平成23年3月11日に発生した東北地方太平洋沖地震に伴う原子力発電所の事故による災害をいう。)による影響を受けている者であって、次の各号のいずれかに該当するものが<u>令和8年3月31日</u>までに貸付けを受ける貸付金の償還期間及び据置期間は、別表第1に規定する年数にそれぞれ3年を加えた年数とする。</p> <p>(1)・(2) 略</p>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、第1条中鳥取県林業・木材産業改善資金貸付規則第5条第2項の改正規定及び第2条の規定は、東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律の農林水産省関係規定の施行等に関する政令及び東日本大震災に対処するための農林水産省関係政令の特例に関する政令の一部を改正する政令(令和8年政令第62号)の施行の日から施行する。